

第9回豊岡市農業委員会総会（定例会）議事録

令和2年11月24日（火）
（豊岡市役所本庁舎大会議室）
午後1時30分開会

議事日程

諸報告

- 日程第1 議事録署名委員の指名
13番 大坪 豊 委員
14番 高尾 利美 委員
- 日程第2 会期の決定 11月24日 1日間
- 日程第3 報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 第56号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 日程第5 第57号議案 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- 日程第6 第58号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 日程第7 第59号議案 農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について
- 日程第8 第60号議案 農地法第5条第1項第8号の規定による協議について
- 日程第9 第61号議案 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第10 第62号議案 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について
- 日程第11 第63号議案 農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断について

出席委員（19名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 瀧下 康徳 | 2番 | 森田 強 |
| 3番 | 平野 薫 | 4番 | 宮岡 正則 |
| 5番 | 平峰 英子 | 6番 | 石橋 重利 |
| 7番 | 栗原 安信 | 8番 | 上坂 定 |
| 9番 | 井谷 勝彦 | 10番 | 和田 敏明 |
| 11番 | 中島 覚 | 12番 | 西沢 泰裕 |
| 13番 | 大坪 豊 | 14番 | 高尾 利美 |
| 15番 | 大谷 均 | 16番 | 仲川 弘之 |
| 17番 | 原 清美 | 18番 | 村田 憲夫 |
| 19番 | 大原 博幸 | | |

欠席委員（0名）

事務局出席職員職氏名

事務局長……………丸 谷 祐 二
主幹兼係長……………古 谷 明 仁

事務局次長……………上 阪 善 晴
主査……………西 田 弥

会長挨拶

○議長（大原 博幸） みなさん、こんにちは。急に寒くなってまいりまして、みなさんには体調管理大変だろうと思うんですけども、これも時季のものでございますので、逆に温度が高いままでいくのも気になるところでございます。これから冬に向かってコロナとともに、ウィズコロナの時代ということと言われておりますけれども、一緒になってコロナをコントロールしながら自分の生活あるいは農業に勤しんでいただけたらと思っております。

ところで、県の農業会議の合併については、これまでから少しお話しておりますけれども、いよいよ本決まりになりまして、来年4月1日をもって兵庫みどり公社に県の農業会議が吸収合併ということになりました。12月1日に合併するということの総会決議をいたしまして、3月末に解散総会をやって、4月1日から新しい組織に移行すると、こういってございまして、新組織の名称は兵庫農林機構という名称になるようでございます。農林機構の中に農業会議という部署ができて、農地に関することについては従来どおり農業会議として仕事をしていくと、こんなふうなことになっておりまして、我々としては農業委員会の独自性、これがみどり公社に吸収されてなくなってしまうと問題だというようなことをお願いしていたんですけども、なんとかその形は保たれるのではないかなと思っております。農業会議の人員もそのまま移行するようございますので、人員的にも少なくとも当分の間はこの陣容で仕事が進められるのかなと思っております。また、みなさん方にはいろいろな形でご協力いただかなければならないことがあるかもしれませんが、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは総会を始めたいと思います。

諸報告

○議長（大原 博幸） 日程に先だち諸報告をします。
本日は欠席、遅刻等の通告委員はありません。

行政報告

○議長（大原 博幸） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。
行政報告については、別紙のとおりとなっておりますのでご清覧ください。
以上で行政報告を終わります。

○議長（大原 博幸） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は19名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただ今から第9回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、報告案件1件、許可申請案件25件、証明案件2件、届出書受理案件2件、協議案件3件、合計33件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

○議長（大原 博幸） 日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より2名を指名します。

13番 大坪 豊 委員

14番 高尾 利美 委員

以上の委員をお願いします。

会期の決定

○議長（大原 博幸） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第9回農業委員会総会（定例会）は、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって第9回総会（定例会）は、本日11月24日の1日間と決定しました。

農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（大原 博幸） 日程第3、報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を終わります。

第56号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長（大原 博幸） 付議事項に入ります。日程第4、第56号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。現地調査員を代表して、8番 上坂委員、お願いします。

○現地調査員（上坂 定） 過日11月13日、7番の栗原委員と事務局2名、計4名で現地調査に出向いております。先ほどの説明のとおり、現状を確認し、問題なしと判断しております。以上でございます。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

18番 村田委員。

○18番（村田 憲夫） 65番ですけれども、先ほど説明があったとおりに県道ぶちです、下鶴井の穴口でございますけれども、これ私、6年ほど前から下鶴井の農会長に耕作放棄地みたいになっているので土地所有者に草刈するよう言ってほしいという要望がありまして、前の推進委員の阪井さんと私で土地所有者のところへ毎年行って草刈りをお願いし草刈りしていただいています。そういった関係で耕作放棄地のリストにもあげていません。今回買われるということで、購入者がちゃんとして管理をするということですね。

○事務局（古谷 明仁） この案件につきましては農業をされる。すなわちそこで水稻を作付けされるということをお聞きしています。以上です。

○18番（村田 憲夫） 水稻でもなんでもいいですけど、ちゃんと農地として管理していただくということでいいですね。

○事務局（古谷 明仁） はい、農地法3条の要件というのは農業をされるということなので、それでよろしいと思います。

○18番（村田 憲夫） 分かりました。以上です。

○議長（大原 博幸） 12番 西沢委員。

○12番（西沢 泰裕） 同じく65番の案件で、買受人さん、地元の出身ということで、荒れたところを管理するというので、農機具とか拠点は地元にあるというふうに判断したらよろしいですか。

○事務局（古谷 明仁） どこに農機具を置くというのは書いてないですけども、田鶴野出身の方で今も農地を持っておられて農業をされているので、拠点としたら今の申請地に近い場所で農機具を保有されて農業をされると思います。以上です。

○12番（西沢 泰裕） 許可する時点で従事者ならびに農機具の所有状況、これを勘案して許可するという事だと思うので、今、持っているか持っていないか分からないということでしょうか。

○事務局（古谷 明仁） 3条申請の中で所有農機具等記載していただきまして、所有されているのは耕運機であるとか草刈機等です。今現在は一部作業委託も考えられますけれども、現在は農機具を借りてされて、将来的には購入を予定しているということで営農計画書には記載されています。以上です。

○12番（西沢 泰裕） 地元の農業委員さん、よく見ていただきたいなと思います。

それと、59番の案件で、六方田んぼ、かなりまとまった土地が動くわけですけど、売買金額はわかりますか。

○事務局（古谷 明仁） 申請書に1反あたり〇〇万円ということが記載されています。以上です。

○12番（西沢 泰裕） ありがとうございます。

○議長（大原 博幸） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。よって、第56号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可書を発行します。

第57号議案、農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長（大原 博幸） 日程第5、第57号議案「農地法第4条の規定による許可申請

審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

現地調査員を代表して、10番 和田委員、お願いします。

○現地調査員（和田 敏明） 11月16日、井谷委員と私、事務局3人で現地を確認しました。今報告のあったとおりです。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

12番 西沢委員。

○12番（西沢 泰裕） 12番の案件で、伊賀谷の開拓地で大規模に太陽光発電を設置されているんですけど、参考までに工事の進捗状況はわかりますか。

○事務局（古谷 明仁） 先日、農業委員さんと現地調査に行った時に現地を見ておりました。今ちょうど工事中で、基礎部分というか支柱部分、その設置をされている途中で、まだパネルまではできてない状況です。以上です。

○12番（西沢 泰裕） ありがとうございます。

○議長（大原 博幸） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。よって、第57号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」は、原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時05分）

（再開 午後2時30分）

○議長（大原 博幸） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

第58号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長（大原 博幸） 日程第6、第58号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明を必要な案件がありましたらお願いします。

現地調査員を代表して、10番 和田委員、お願いします。

○現地調査員（和田 敏明） 11月16日、井谷委員と私、事務局3名で現地を確認しました。今報告のあったとおりです。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第58号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第59号議案、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について

○議長（大原 博幸） 日程第7、第59号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、8番 上坂委員、お願いします。

○現地調査員（上坂 定） 11月13日、7番 栗原委員と事務局2名、計4名で3条関係とともに現地確認をしています。現地現状を確認し、先ほどの説明どおりであることをご報告いたします。以上です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第59号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」は、原案のとおりすべて可決されました。

証明書を発行します。

第60号議案、農地法第5条第1項第8号の規定による協議について

○議長（大原 博幸） 日程第8、第60号議案「農地法第5条第1項第8号の規定による協議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、10番 和田委員、お願いします。

○現地調査員（和田 敏明） 11月16日、井谷委員と私、事務局3名で中継地のと

ころを見てまわりました。本当に山沿いのところで、こんなところがいいのかなと思ったりしましたが携帯基地局なので特に問題ないかなと思います。報告されたとおり特に問題ありません。以上です。

○議長（大原 博幸） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。

よって、第60号議案「農地法第5条第1項第8号の規定による協議について」は、原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第61号議案、農用地利用集積計画の決定について

○議長（大原 博幸） 日程第9、第61号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、第61号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり可決されました。

「計画書のとおり、農用地利用集積計画を決定する。」旨の決定通知書を送付します。

第62号議案、農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について

○議長 (大原 博幸) 日程第10、第62号議案「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (大原 博幸) 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (大原 博幸) 異議なしと認めます。

よって、第62号議案「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について」は、原案のとおり可決されました。

第63号議案、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断について

○議長 (大原 博幸) 日程第11、第63号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

- 議長（大原 博幸） 事務局の説明は終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（大原 博幸） 質疑なしと認めます。
以上で質疑を終結します。
お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（大原 博幸） 異議なしと認め、これより採決を行います。
お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。
よって、第63号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断について」は、原案のとおり可決されました。
所有者及び関係機関に非農地通知書を送付します。

閉会

- 議長（大原 博幸） お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。
これをもって、本会議を閉会したいと思います。
これにご異議ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（大原 博幸） 異議なしと認めます。
よって、本会はこれをもって閉会することに決定しました。
これにて、令和2年度第9回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。

午後3時05分閉会